

別 添

保 医 発 1115 第 7 号

令 和 4 年 11 月 15 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の
一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和4年厚生労働省告示第334号）が令和4年11月15日に告示され、同年11月16日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月18日付け保医発0318第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「040100 喘息」、「060180 クロウン病等」、「070470 関節リウマチ」、「100370 アミロイドーシス」を別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

「040100 喘息」のうち手術・処置等2の2に「テゼペルマブ」を、「060180 クロウン病等」のうち手術・処置等2の3に「リサンキズマブ」を、「070470 関節リウマチ」のうち手術・処置等2の3に「オゾラリズマブ」を、「100370 アミロイドーシス」のうち手術・処置等2の1に「ブトリシランナトリウム」を追加する。

